

平成29年3月1日

長門大津農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が仕事と生活の調和を図る働きやすい雇用環境を整備することで、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日 ~ 平成32年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行い、育児休業をした職員を対象とする教育訓練制度の実施を行う。

<対策>

●平成29年 4月～ 制度周知のため、管理職研修及び社内報を発行し職員へ周知する。

定期的な情報提供の実施

教育訓練の実施

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

・男性職員 計画期間中に1人以上取得をめざす

・女性職員 取得率を80%以上にする

<対策>

●平成29年 4月～ 男性も育児休業を取得できる事を周知するため、管理職を対象とした研修及び社内報の発行。

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを制度化しその定着を図る。

<対策>

●平成29年 4月～ 制度の導入後、運用し定着を図っている。

●平成29年 4月～ 管理職研修及び社内報などによる職員への周知。

目標4：地域の中・高校生の職場体験学習及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

●平成29年 4月～ 部署間の連携による受け入れ態勢の整備と、関係機関・学校との連携を図る。